

# 第3章 聾学校の教育課程に関する考え方

## 第1節 特別支援学校の教育

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施す必要があります。

\*準ずる教育とは

「準ずる」とは、原則として同一ということの意味をしています。ただし、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮しなければならず、各教科の指導に当たっては、小学校又は中学校、高等学校の学習指導要領解説のそれぞれの教科の説明に加え、特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項についての説明も十分に踏まえた上で、適切に指導する必要があります。

併せて、幼児児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度、及び習慣を養うことを目的とした自立活動の指導が必要となります。

巻末資料3  
学校教育法第21条（抜粋）

### 1 教育目標について

幼稚部では、家庭との連携を図りながら、幼児の障がいの状態や発達の状態を考慮し、この章の第1に示す幼稚部における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努める必要があります。

- 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること。

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障がいの状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努める必要があります。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障がいの状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努める必要があります。

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

学校教育法第72条には、特別支援学校の目的について、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育\*を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける。」と学校教育法第72条に定められており、同法第21条には義務教育として行われる普通教育の目標が定められています。

## 2 教育課程について

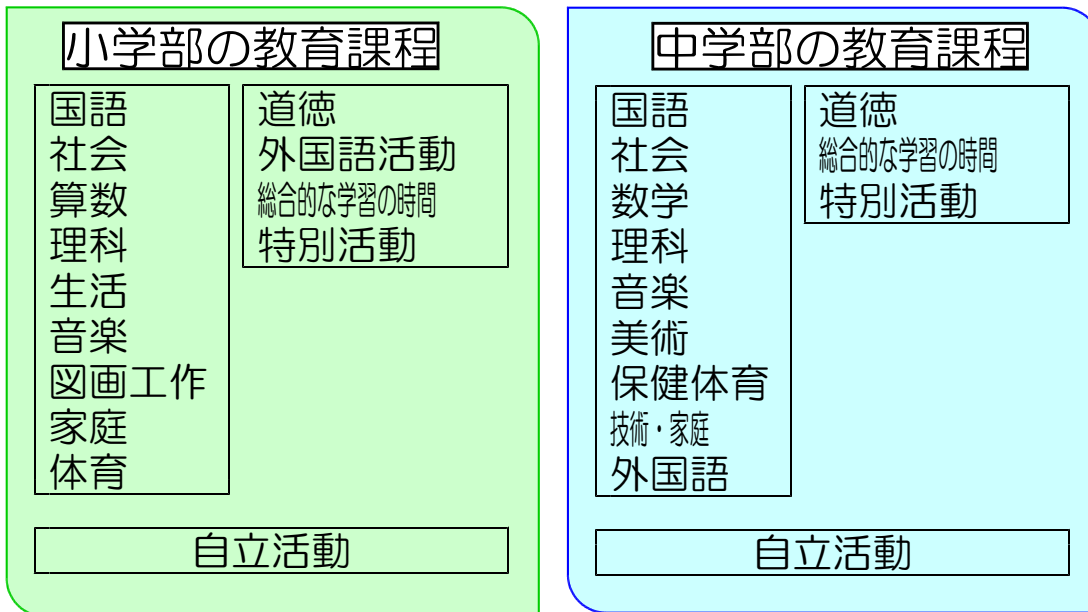
学校教育法施行規則第129条には、「特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。」と定められています。

特に、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の「各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中学校学習指導要領第2章、高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に示すものに準ずるものとする。」「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。」とされています。

### POINT

学習指導要領は、法令上の根拠に基づいて定められている国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならないものです。

### 準ずる教育における教育課程（小・中学部）



### 3 授業時数の取扱いについて

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第3には、「授業時数等の取扱い」について、以下の内容で定められており、特別支援学校において適切に授業時数を取り扱う必要があります。

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものである必要があります。また、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定める必要があります。

特別支援学校の小学部又は中学部において具体的な授業時数を定める際には、学校教育法施行規則第51条で標準とした別表1及び同規則第73条で標準とした別表2に定める授業時数を参考にする必要があります。

別表第一（第五十一条関係）

区	分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭 体育					60	55
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数					35	35	
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総授業時数		850	910	945	980	980	980

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二及び別表第四の場合においても同様とする。）

別表第二（第七十三条関係）

区	分	第1学年	第2学年	第3学年
各教科の 授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭 外国語	70	70	35
道徳の授業時数	35	35	35	
総合的な学習の時間の授業時数	50	70	70	
特別活動の授業時数	35	35	35	
総授業時数		1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

#### 4 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い

重複障がい者等に関する教育課程の取扱いについては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第5「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に、以下の内容が定められています。

- 児童又は生徒の障がいの状態により特に必要がある場合には、次に示すところによることができます。

- ・ 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができます。
- ・ 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができます。
- ・ 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができます。
- ・ 中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができます。
- ・ 幼稚園教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができます。

- 知的障がいを併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障がい特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができます。なお、この場合は、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができます。また、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができます。

- 重複障がい者のうち、障がいの状態により特に必要のある場合には、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができます。

#### POINT

知的障がいを併せ有する幼児児童生徒については、実態に即した教育課程を編制し、積極的に手話等を活用しながら授業を展開していくことが有効になります。

## 第2節 教育課程の編成に係る一般方針

特別支援学校においては、学習指導要領を十分踏まえながら、人間としての調和のとれた育成を目指す教育を施すことが大切です。

特別支援学校における教育は、障がいの状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮しながら、適切な教育課程を編成し、目標を達成するよう教育を行い、人間としての調和のとれた育成を目指すことが大切です。

各学校の教育活動を進めるに当たり、以下のことに配慮する必要があります。

- 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得
- 思考力、判断力、表現力の育成
- 主体的に学習に取り組む態度の育成
- 個性を生かす教育の充実
- 言語活動の充実
- 家庭との連携による学習習慣の確立

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第2節第1の1

# こうも

### 日本手話の口型

唇の開き方や合わせ方、舌の位置などの口型は、日本手話の重要な構成要素の一つです。同じ手形による表現であっても、口型によって意味が変わる場合があります。日本手話特有の口型による表現の代表的なものとして、次のものが挙げられます。

口型	使用する場面や手話語彙
パ	「終わり（完了）」・「しまった」
ピ	「思考停止」・「あきる」・不満を表すときや数が少ないときなどに使用 「なあんだ」と、それまで気付かずにいたことに気付いた際に使用
プ	不必要・消える・「かみ合わない」コミュニケーションなどを表す語とともに使用
ペ	大したことがない・「～じゃない？」〔違う？〕の意を表す際の〔違う〕という手話とともに使用
ポ	「どうやって？」と理由をきく疑問詞とともに表現・「ついでに」という単語とともに使用

### 第3節 内容等の取扱い

特別支援学校においては、学習指導要領に示された各教科等を必ず取り扱わなければなりません。

特別支援学校の各教科等について、その内容等の取扱いに関する共通的事項は、次のように示されています。

- 1 学習指導要領第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2 学校において、特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。  
また、第2章第1節第1款及び同章第2節第1款において準ずるものとしている小学校学習指導要領第2章及び中学校学習指導要領第2章に示す各教科\*の内容の取扱いのうち、内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童又は生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- 3 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- 4 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第2節第2

### POINT

学習指導要領に示している内容は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である点（学習指導要領の「基準性」）に留意する必要があります。

※ 第2章に示す各教科

第3章第1節2  
教育課程について  
( P53 )

## 第4節 各教科等における言語活動の充実

\*平成20年答申

各教科等においては、言語活動を重視した指導に努める必要があります。

### 1 各教科等における言語活動の重視

平成20年答申\*では、言語は知的活用（論理や思考）の基盤であるとともに、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心を育む上でも、言語に関する能力を高めていくことが重要であるとしています。このような観点から、新しい学習指導要領においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を重視することとされています。

国語科においては、これらの言語の果たす役割を踏まえ、的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を育成することや我が国の言語文化に触れて感性や情緒を育むことが重要となります。そのためには、「話すこと・聞くこと」や「書くこと」、「読むこと」に関する基本的な国語の力を身に付けさせたり、言葉の美しさやリズムを体感させたりするとともに、発達の段階に応じて、記録、要約、説明、論述といった言語活動を積極的に行う必要があります。

各教科等においては、このようにして国語科で培った能力を基本としながら、それぞれの教科等の目標を実現する手立てとして、知的活動（論理や思考）やコミュニケーション、感性・情緒の基盤といった言語の役割を踏まえて、言語活動を充実させることが重要です。

また、これらを踏まえた授業を展開するためには、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫することが重要になります。その際には、自校や他校においてこれまでに実践された優れた言語活動の指導事例を参照することも有効となります。

指導に際しては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実することが大切です。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」平成20年1月（中央教育審議会）

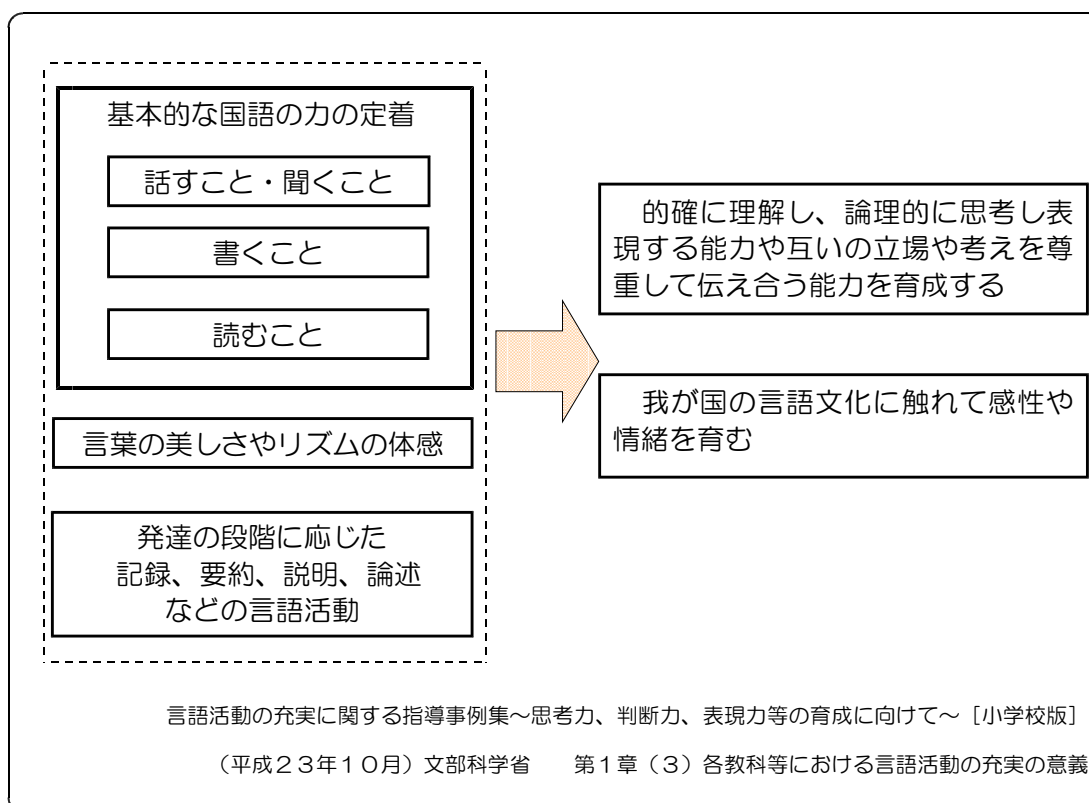
本答申においては、学習指導要領の改訂の基本的な考え方として、次の7点を示しています。

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

### POINT

本指導資料では、国語科を例に挙げながら日本手話の活用方法について述べています（第2章）が、その他の教科においても、国語科における考え方を基本として言語活動を考えることが大切です。

## 国語科における言語活動の充実の意義



### 2 小学校、中学校、高等学校学習指導要領における言語活動の充実

小学校、中学校、高等学校学習指導要領では、生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、言語活動を充実することとしており、次のように示されています。

以下に、学習指導要領における「言語活動」に関する記述を抜粋します。

#### 小学校学習指導要領 第1章 総則(第4の2(1))

各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。

#### 中学校学習指導要領 第1章 総則(第4の2(1))

各教科等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

#### 高等学校学習指導要領 第1章 総則(第5款5(1))

各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。



- 教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるよう配慮することも大切である。

(特別支援学校幼稚部教育要領)

- 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。

(特別支援学校幼稚部教育要領)

- 幼稚部における生活において、一人一人の幼児が発達に必要な経験を得られることが大切である。そのためには、幼児の障害の状態や発達の実情、生活の流れなどに即して、教師が幼児の活動にとって適切な環境を構成し、幼児同士のコミュニケーションを図るなど、適切な援助をしていくことが最も大切である。

(特別支援学校幼稚部教育要領解説)

- 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力の育成に努めること。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領)

- 児童生徒の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領)

- 児童生徒の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫すること。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領)

- 各教科の指導においては、一人一人の児童生徒の聴覚障害の状態等に応じて、様々なコミュニケーション手段を適切に活用した話し合い活動を中心に授業が展開され、そのことを通して、学習内容の理解が図られることから、意思の相互伝達が円滑かつ的確に行われ、それが全体として一層活発化されることが特に望まれる。

このため、児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、多様なコミュニケーション手段（聴覚活用、読話、発音・発語、文字、キョード・スピーチ、指文字、手話など）を適切に選択・活用することが大切である。その際、小学部や中学部のそれぞれの教育の目標を踏まえるとともに、それぞれのコミュニケーション手段が有している機能を理解し、さらに、一人一人の児童生徒の実態を十分に考慮して、適切な選択と活用に努める必要がある。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説)

- 将来の社会生活に必要なコミュニケーション能力を身に付けることが大切であることから、中学部では、小学部での指導を踏まえて更に高めるために、生徒個々の言語能力の発達や生活経験に基づき、指導の目標や指導内容を具体的に設定する必要がある。特に、中学部の段階では、生徒のコミュニケーション能力を伸ばすことにより、集団生活への適応力を更に高めるとともに、社会生活の拡大を図ることが大切である。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説)

- 生徒の興味・関心を生かして、積極的な言語活動\*を促すとともに、抽象的、論理的な思考力の伸長に努めること。

(特別支援学校高等部学習指導要領)

- 学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力である。さらに、言語は論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められている。したがって、今回の改訂においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科・科目等において言語活動を充実することとしている。

(特別支援学校高等部学習指導要領解説)

## POINT

※ ここでいう「生徒の……積極的な言語活動」とは、生徒が日常使用している音声や文字、指文字や手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、日本語による言語活動を積極的に促すことの大切さを表しています。(特別支援学校高等部学習指導要領解説)

指導者は、日本手話による言語活動とともに、日本語による言語活動の促進に努める必要があります。

## 第5節 自立活動の指導の基本的な考え方

特別支援学校では、幼児児童生徒個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導「自立活動」を行う必要があります。

特別支援学校には、学校教育法施行令第22条の3に該当する「視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱」の幼児児童生徒、同条に該当する障がいを複数併せ有する重複障がいの幼児児童生徒が在学しており、それらの障がいに言語障がい、情緒障がい、自閉症、LD、ADHD等を併せ有する幼児児童生徒が在学している場合もあります。特別支援学校の教育においては、こうした障がいのある幼児児童生徒を対象として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校（以下、「小・中学校等」という。）と同様に、学校の教育活動全体を通じて、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指すことが大切です。

小・中学校等の教育は、幼児児童生徒の生活年齢に即して系統的・段階的に進められています。そして、その教育の内容は、幼児児童生徒の発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教育をすることにより人間として調和のとれた育成が期待されています。

しかし、障がいのある幼児児童生徒の場合は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、小・中学校等の幼児児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。そこで、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等のほかに、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。

自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければなりません。このように、自立活動は、障がいのある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めていると言えます。

自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本となります。そのため、自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の実態を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成することが必要となります。

### POINT

自立活動は、特別支援学校の教育課程において、特別に設けられた指導領域です。

個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多くなりますが、指導の目標を達成する上で効果的である場合には、幼児児童生徒の集団を構成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要です。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており、それらの代表的な要素である26項目を「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分に分類、整理したものです。

これら自立活動の内容は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならない小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示している「内容」と違い、個々の幼児児童生徒の障がいの様態や発達等により選定されるものになります。

そのため、幼児児童生徒の実態把握に基づいて、長期的及び短期的な観点から目標（ねらい）を設定した上で、具体的な指導内容を検討して計画を作成することが大切です。

聴覚に障がいがあると、視覚的な手掛かりだけで判断したり、会話による情報把握が円滑でないため自己中心的に捉えたりしやすいことがあります。また、会話による補完が十分にできないため目の前の状況だけで判断しがちになります。そのため、コミュニケーション場面では、多様なコミュニケーション手段を、場面や相手に応じて適切に選択し、的確に会話の内容を把握できるよう、自立活動の視点で指導内容を設定することが大切です。

聾学校においては、個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階等を的確に把握し、適切な指導計画の下に教育を行う必要があり、自立活動を教育課程に位置付けて取り組むことが重要となります。

## POINT

指導の目標を達成する上で効果的である場合には、集団を構成しての自立活動を行うこともあります。

なお、その際には、個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じた個別の指導計画に基づき、具体的な指導内容を検討する必要があります。

札幌聾学校では、幼稚部から中学部までの幼児児童生徒の合同による自立活動「手話っち自立」を個々の個別の指導計画に基づき行っています。

(P20コラム参照)

以下に、学習指導要領における自立活動に関する記述を抜粋します。

### (1) 学習指導要領における自立活動の位置付け

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第1の4)

### (2) 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第1)

### (3) 自立活動の内容

- ・学習指導要領等に示されている自立活動の「内容」は、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものである。各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、一人一人の幼児児童生徒の障害の状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、自立を目指して設定される指導の目標を達成するために、実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うものである。すなわち、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」は、学習指導要領等に示されている「内容」から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものである。

(特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編第2章2(2)ウ)

- ・自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており、それらの代表的な要素である26項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理したものである。

(特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編第6章)

- ・自立活動の指導においては、個々の幼児児童生徒の実態に即して、それぞれの指導目標や具体的な指導内容を工夫することが必要である。教科指導のようにあらかじめ指導する内容が決まっていると考えるのではなく、個々の幼児児童生徒の実態に即して、指導の道筋そのものを組み立てていくことが求められる指導であることに留意することが大切である。

(特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編第2章2(2)エ(1))

### (4) 個別の指導計画の作成

個別の指導計画の作成に当たっては、個々の幼児児童生徒に関する様々な情報の中から必要な情報を選択して的確に実態を把握し、それに基づいて指導の目標や具体的な指導内容等を設定することが大切である。こうした個別の指導計画を作成するためには、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導について、一定の専門的な知識や技能が必要である。

そのため自立活動の指導における個別の指導計画の作成には、校内で専門的な知識や技能のある教師が関与することが求められ、各学校に専門的な知識や技能のある教師が適切に配置されていることや、各学校においてこうした教師を計画的に養成していくことが必要である。また、必要に応じて、外部の専門家と連携を図ることも有効である。

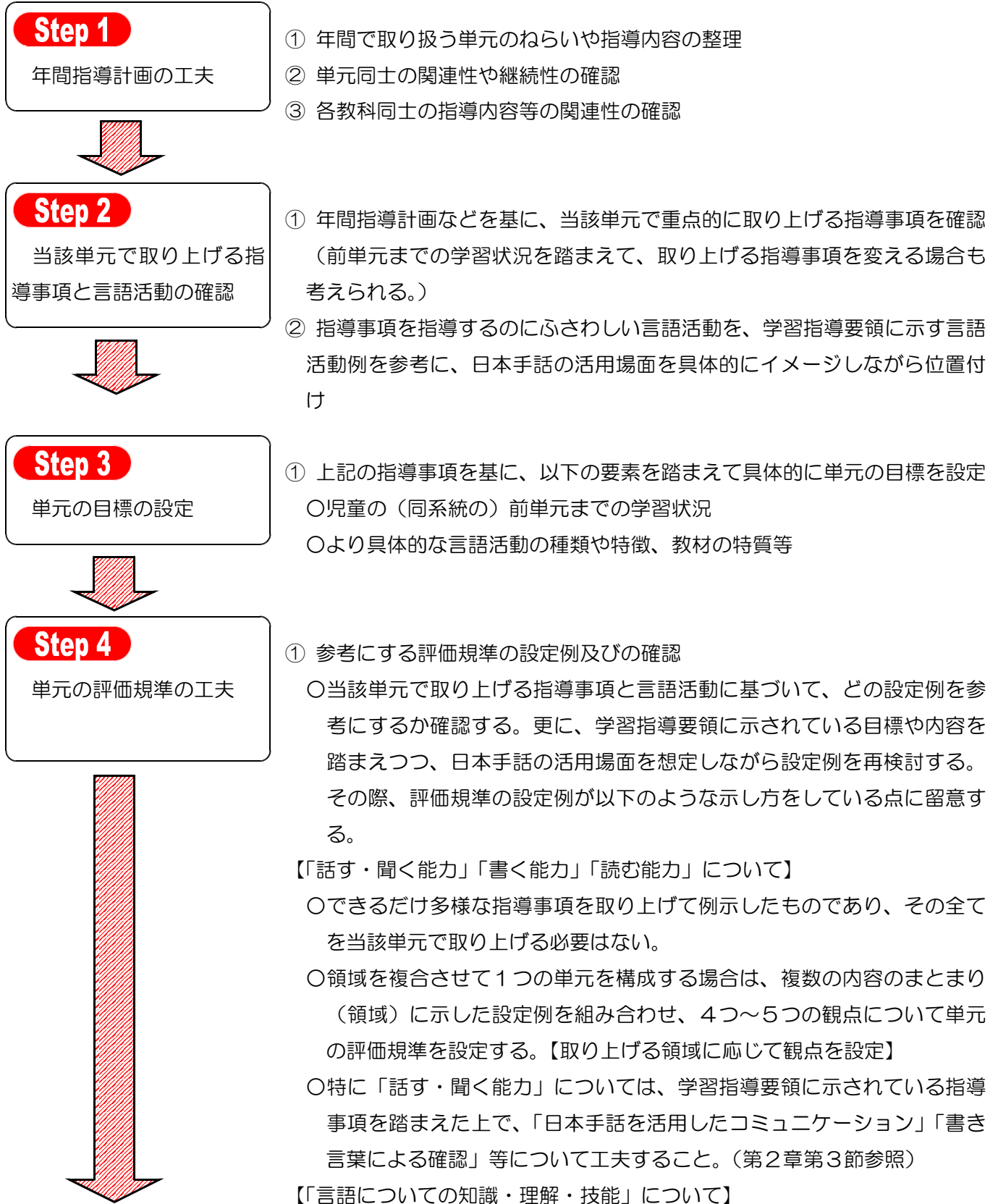
(特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編第2章2(3))

巻末資料4  
自立活動の目標と  
内容(6区分26  
項目)

## 第4章 まとめ

### 第1節 日本手話を活用した指導のために

日本手話を活用した指導の一層の充実を図るために、これまで述べてきた考え方を踏まえた指導計画の作成方法の手順について、以下のように整理しました。



○当該の言語活動と比較的関連付けやすいと考えられるものをまとめて例示している。単元の評価規準を設定する際は、当該単元で取り上げて指導する事項に応じて設定する。

○日本語のもつ伝統的な言語文化に触れたり、言葉の特徴や決まり、文字の使い方などについて理解し使ったりすることができるよう、特に日本語の音韻に関わる事項については意図的、計画的に指導する。

（例）音節と文字との関係やアクセントによる語の意味の違い

独特の語り口調や言い回しや同音異義語

長音・拗音・促音・撥音の表記や助詞の「は」「へ」「を」の正しい使用  
ことわざや慣用句・故事成語の意味や成り立ち

話し言葉と書き言葉との違い

日本語の語感や言葉の使い方に対する感覚 など

② 指導事項を基に、言語活動を併せて単元の評価規準を設定する。

○指導事項と言語活動とを併せて考えることで、評価内容を明確にして評価できるよう、単元の評価規準を設定する。

（例）第3・4学年「書く能力」指導事項イ（構成に関する指導事項）・言語活動イ（疑問に思ったことを調べて報告する文章）

→「調査の目的や方法、調査の結果とそこから考えたことなど、調査を報告する文章のもつ構成の特徴を踏まえて、文章の構成を考えている。」

下線部のように、どのような言語活動を通して指導するかを踏まえて指導すべき内容を明確化し、具体的に設定する。

○検討した言語活動を、具体的な指導場面を想定しながら日本手話を効果的に活用した言語活動となるよう再検討する。

## Step 5

指導過程の構想と具体的な評価規準の設定

① 単元の指導過程を構想

○学習の過程が、児童にとって自ら学び、課題を解決していくものとなるように工夫する。

② 単元の評価規準を基に、指導過程における評価規準をより具体的に設定

○単元の指導目標や指導過程、言語活動の特徴や観点の特質などに応じて、具体化の仕方は以下のように、多様に考えられる。

・各々の単元の評価規準をそのまま指導過程に位置付ける。

・単元の評価規準を分割して細分化し、指導過程に位置付ける。

・単元の評価規準を、学習過程に即してより具体化して位置付ける。など

## Step 6

1 単位時間における効果的な日本手話の活用場面の検討

① 1 単位時間における効果的な日本手話の活用場面を想定し、展開案を作成

○本時の指導目標や具体的な評価規準を基に、日本手話を効果的に活用した展開案を作成する。

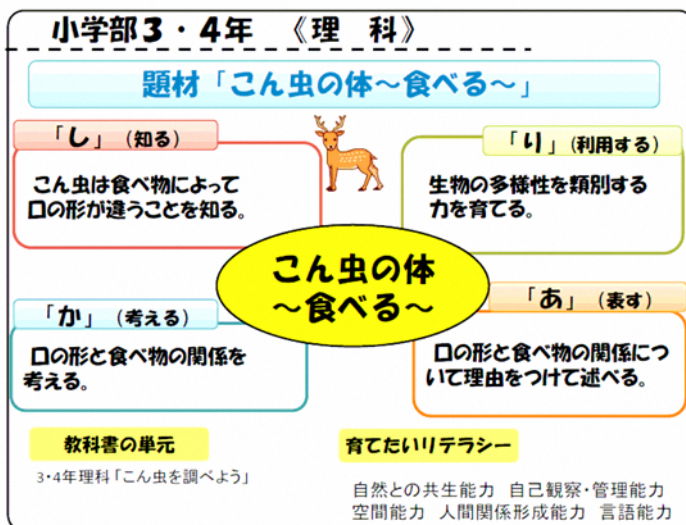
○展開案の学習活動（まとめ）に、児童への日本語（書き言葉）による確認場面を意図的に加え、正しい日本語による理解を促す。

## 第2節 日々の指導の充実のために

日々の指導の中で、計画的な指導を継続していくためには、学習活動で大切となる要素を毎時間整理しておけるよう様式を事前に整理しておくこと、簡便に指導の経過を記録化することができます。この取組は、学校法人明晴学園においても実践されています。明晴学園の指導案を参考に次のような略案（試案）を作成しましたので、これまで述べてきた考え方を踏まえながら作成し、授業に御活用ください。

平成25年10月〇〇日		教科名	国語	単元名	作品を自分なりにとらえ、朗読しよう 「大造じいさんとガン」	2次4時 (全9時間)
目 標 ◎「なぜ撃たなかったのか」を考え、残雪に対する見方・気持ちの変化を読み取る。 【単元を貫く言語活動】作品を自分なりにとらえ、朗読する。						
言	部分的な言語活動※			本時の評価規準		
	大造じいさんが残雪を撃たなかった理由について、互いの考えを伝え合う。  ※本時において特に取り上げる言語活動のこと			異なる意見や対立する意見に対して、質問するなどして自分の意見と関連付けたり、反論したりしている。 【「何故撃たなかったのか」について】 A児：既習内容と関連付けながら、自分の考えを発表している。 B児：本文の言葉を引用しながら、自分の考えを発表している。 C児：友達の意見を参考にしながら、自分の考えを修正する。		
手	日本手話の活用			書き言葉による理解		
	積極的に日本手話を活用して、自分の考えを友達に伝えるとともに、相手の考えを理解し、互いの考えを深めたり、意見をまとめたりする場面を設定する。			伝え合いを通して整理した自分の考えを日本語(書き言葉)で記述させる。 ※記述に誤りがあったときには、朱を入れ、正しい日本語で表現できるように指導する。		
評価・反省						

### 参考 明晴学園の指導案「し・か・あ・り」



学校法人明晴学園では、左図のように授業で必要となる要素について簡便に整理できるように様式「し・か・あ・り」を定め、授業における指導内容を明確にする取組を行っています。(H25年度第1回授業実践研究協議会 長谷部教頭先生配付資料より)

本道の聾学校において、日本手話が学習指導要領を踏まえた教育活動の中で、より一層活用されていくよう、授業において大切になる要素を整理し、上記のような例として示しました。

## 第3節 今後に向けて

本章本節では、本指導資料の成果及び今後の課題について以下のように整理しました。道教委では、これらの成果と課題を踏まえ、本道の聾学校において積極的に本指導資料の活用を図るとともに、今回の指導資料で触れることのできなかった国語科以外の教科等や、小学部第5学年以外の学部、学年等について事例を収集することなどが必要であると考えています。

教育現場においても、本指導資料で示した聾学校における日本手話を活用する際の基本的な考え方を踏まえ、日本手話を効果的に活用した授業を実践いただきたいと考えています。

今後、聴覚障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、言語の習得やコミュニケーションに配慮し、考える力や豊かな人間性を身に付けることができるよう、本道の聾学校における教育がより一層充実することを期待しています。

### 成 果

- 日本手話を活用する際に大切となる、幼児児童生徒の主体的な「参加」に基づいた授業の在り方について、整理することができました。
- 学習指導要領を踏まえた日本手話の活用方法について整理することができました。
- 小学部第5学年国語科の学習指導案等を例示しながら、日本手話を活用した授業の在り方について、具体的に示すことができました。
- 日本手話を活用した授業における、小学部国語科第5学年及び第6学年における評価規準に盛り込むべき事項について、整理することができました。
- 聾学校の教育課程に関する基本的な考え方について整理することができました。

### 課 題

- 本指導資料の活用方法等について、道内各聾学校に向けた理解・啓発が必要
- 教科等の目標を達成するための具体的な方策について実践事例を紹介することが必要
  - ・教科等の目標を達成するために必要な具体的な方策や留意点等について整理することが必要
  - ・事例に挙げた小学部第5学年国語科以外の教科や学年及び学部等についても考察を加えることが必要
- 今後の聴覚障がいに係る国内外の動向に注目し、必要に応じて本指導資料を改善・充実していくことが必要